

# 江東 ひがし

- ◎平成23年分  
確定申告について…… 3
- ◎国税通則法に  
係る税制改正…………… 6

## 浮世絵

三世市川高麗蔵の  
志賀大七

東洲斎写楽



東洲斎写楽画

この絵は写楽の作品中の代表作の一つである。寛政六年五月桐座上演の「敵討乗合話」の内の敵役に志賀大七がこれである。長い顔に高い鼻、しゃくれた長い顎、紅の眼隈に彩られた、ぐっと睨んだ物凄いくぼんだ目の光り、三世高麗蔵の特異なマスクが、圧力をもつてせまってくる思いがする。さらに、これに効果を与えているものが、

内懐から出して、刀の柄頭を握ったポーズである。黒の着付けがさらにこの絵の雰囲気をもり上げている。そしてこの単純な色彩に、僅かに着物の裏の濃い草色とほんのちよつとのぞいた襦袢の赤が加わっているだけで、高麗蔵という役者のもつ色気をここに表している。そこに写楽の役者描写の極致がある。

(解説) 吉田暎二氏 抜粋

山田 晃氏所蔵

### 新春講演会 賀詞交歓会

## 部下を活かす方法



筋力アップをアドバイス

今年の年頭を飾る新春講演会が1月24日(火)アンフェリオンにおいて他団体の会員も含めて総勢200名が参加して、講師にコンディショニングコーチの立花龍司氏を迎え「一流に学ぶメンタルトレーニング」と題して行われた。立花氏は複数のプロ野球球団のコンディショニングコーチとして、選手の体力面やメンタル面の強化などの仕事に携わった経験に基づき講演され、それは次のように会社組織でも通用する示唆に富む内容であった。

ある年のパリーグの天王山ともいえる対戦で相手先発投手の高めのボールを打つても安打になる確率は極めて低いので、監督は選手に対して「高めのボールは打つな」とネガティブな命令を出した。

選手はその命令どおりにしたものの、低めボールへのバットコントロールが鈍くなり、相手投手を打ち崩せずに完封負けという結果に終わった。

逆に監督が「高めのボールを捨てて、低めのボールを積極的に打て」とポジティブな命令を出していけば、選手は低めのボールに集中することによって、相手投手を打ち崩すことも考えられ、また違った結果が出た可能性もある。

人間は、ポジティブな命令には、最大限の能力を発揮する特性を持ち合わせている。

また、ある監督はワンマン

で、コーチなど周囲の者からの意見は聞く耳を持たない。その結果として、その監督は在任中に常に下位に低迷することとなった。即ち、上役の立場にある者は、部下からの意見を聞いて、よいものを探り入れていかないと組織は弱体化するという一

例である。講演会終了後は、江東東税務親和会の主催による新年賀詞交歓会が開かれ、席上、当会が一昨年に創立60周年を迎え、その記念事業の一環として江東区に街路樹10本を寄贈したことに對して、来賓の山崎江東区長から感謝状が当会に贈呈された。

## 「税あれこれ」 堂前副署長が講演

### 女性部会研修会

年末恒例の女性部会研修会が12月16日(金)香取神社にて部会員29名が参加して開催された。

講師には江東東税務署の堂前副署長を迎え「税あれこれ」と題して講演された。



講演する堂前副署長

堂前副署長は、まず税収が減少しているにもかかわらず、国家予算が増大しているという、わが国の財政の現状を踏まえて、財政の歳入・歳出面で税収が占める割合、社会保障費の割合などを解説し、とりわけ平成22年度の法人税の

申告件数が全国で276万件、そのうち、黒字申告が25.2%と過去最低となっていることや社会保障費の歳出割合が3割を占めていることなどについて説明したうえで、特



山崎江東区長から贈呈された感謝状

に東日本大震災の復興財源や高齢化社会の中で増大する社会保障費の財源の捻出について言及した。

また、震災の影響で審議が遅れていた平成23年度の税制改正のひとつとして、所得金額や税額などを実際より多く申告していた場合の「更正の請求期間」が5年(改正前は1年)に延長されたことを紹介した。

続いて堂前副署長は、平成23年の重大ニュースのランキングに触れ、それによると1位から3位までは東日本大震災が占めていることを紹介し、平成24年こそは、わが国にとってより良き年になるよう祈念して、講演を締めくくった。

# 平成23年分確定申告について

## 源泉部会研修会

平成24年1月17日(火)に、法人会館において江東東税務署個人課税第一部門佐藤上席調査官を講師に迎え「確定申告について」研修会が開催された。



資料をもとに説明する佐藤上席

その中で平成23年分から適用される改正事項としてまず、年金所得者に係る公的年金の収入金額が400万円以下で、その公的年金の雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告はしなくてもよいこととなった。所得控除に関しては、16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止された。また、特定扶養控除の範囲が、16歳以上23歳未満から、19歳以上23歳未満に変更となった。扶養控除の改正に伴い、扶養親族又は控除対象配偶者が同居特別障害者の場合、扶養控除又は配偶者控除の額に35万円を加算する措置に代えて、同居

特別障害者控除の額は40万円から75万円に引き上げられた。税額控除からは、住宅ローン控除について、平成23年6月30日以後に新築、購入、増築等の契約をし、取得に対し補助金の交付を受ける場合、その対価の額又は費用の額から補助金等を差し引くこととされた。次に、認定NPO法人、又は公益社団法人等に寄附金を支出した場合、従来は所得控除である寄附金控除が適用可能であったが、税額控除の寄附金特別控除が創設され、いずれか有利な方を選択適用で

きることとされた。

東日本大震災に関して支出した震災関連寄附金は、寄附金控除の控除対象限度額が所得の80%相当額となった。

また、東日本大震災の被災者に対し雑損控除や、被災事業用資産の損失の必要経費算入などの特例が制定された。

## 税務訴訟について

### 税務研究部会研修会



西澤上席

その他、申告に誤りがあり税額等が実際より多かつたと

きの「更正の請求」を行える期間が1年間であったが、平成23年分以降に関しては、5年間行えることとなった。

近年は確定申告者が増加しており、国税庁の電子申告納税システム(e-Tax)も普

この部署は、納税者が税務署の処分に納得ができないことにより、訴訟となった場合、国(被告)側代理人として裁判で争う業務を担当している。裁判所に訴えるには納税者は次の手続きを踏む。①税務署長に対する異議申立と税務署長の意義決定。これに納得がいけない場合は、②国税不服審判所に審査請求する。この結果でもなお納得がいけない場合にはじめて裁判となる。国を相手どつての裁判は、行政訴訟といふ民事裁判と同様に基本的に書面のやりとり

及拡大している。電子証明書

を付してe-Taxにより平成24年3月15日までに申告をすれば4,000円控除(以前に控除を受けた方は除いて)を受けられるので、申告する方は今後のe-Taxの利用や早期申告に活かしていきたい。より進捗する。

従つて、裁判は準備書面や答弁書にいか国側の主張を十分に採り入れるかが重要である。東京法務局に国に対する訴えを担当する訟務部があり、ここには裁判官、弁護士出身の部付検事らがいて、国税訟務官室の職員と一緒に仕事をしている。書類などの原案は国税訟務官室の職員が起案し、決裁を受けた後、訴訟部付の検事により修正され、これによつてはじめて裁判所へ提出される。国税訴訟の裁判における、国側敗訴は6%程度である。最後に西澤上席調査官は、自身が担当した税務訴訟の事例を紹介して講話を終えた。

12月研修会が12月2日(金)法人会館で部会員15名が参加して、講師に江東東税務署の西澤上席調査官が参加し「私の経験談」と題して講話された。

西澤上席調査官は、市川税務署を皮切りに9カ所で22年間勤続し、この間での東京国税局の国税訟務官室での勤務を中心に講話された。

連載

# わがまち 城東 その1

本企画は、当紙の昭和60年2月10日発行号から昭和62年11月10日発行号まで34回にわたって連載されたもので、昨今は江東区の人口増大によって、江東区が大きく変貌していることや郷土意識が希薄になってきている現状を踏まえ、先祖代々が築き上げたこの素晴らしい「わがまち城東」を再認識する意味で、再度連載することになったものです。

## 江東区の足跡

郷土の歴史にはそれぞれの特徴があります。

天正18年(1590)徳川家康が江戸入府以前の江東区は、ほとんどの海浜にあしの茂っている低湿地で人の住む



現在の小名木川(丸八橋付近から)

土地と認める場所は少なかつた利根川の本流が銚子に切り替えられてから、本格的な江戸の都市建設がはじまって、関西方面から続々とこの新開地に入りこんで土地の埋立開拓に着手する人々が現れた。慶長(1596)のころ墨田区の南部から深川小名木川以北のあたりを開発した深川八郎右工門はその1人である。沖積地帯(流水のための土砂などが積み重なり生成した地層)がつきつきと埋め立て事業が行われ、自然の流れに配するに運河をもつてして、しだいに今日の型態に発展してきた。

江東区の発展の条件として

は、①大都市江戸市街に近い②埋立による広い土地が存在した③水運の便が頗るよい等があげられる。

これらの条件のもと、江戸時代には西部地域から市街地化するともに、江戸川、中川、隅田川、船堀川、小名木川の五流による水運を利用して、木材、倉庫、問屋業が栄え、また江戸郊外の観光地、近郊農業地帯として発展してきた。

明治維新後、政府が殖産興

## 当会の公益社団法人への移行が大詰め

平成20年度から始まった公益法人制度改革に伴って、当会ではかねてより公益社団法人への移行を目指して諸般の準備を進めてきたが、昨年12月に正式に東京都の関係部に電子により申請を行った結果、1月の審議会において審議された。

その後、2月の審議会の結果において特段問題がなければ、3月下旬にも認定の答申

業政策をとると前記の条件が要因となつて、セメント、紡績、製材、鉄鋼、機械などの諸工業が発達し工業地帯として躍進してきた。

しかし昭和年代後半から公害が社会問題化すると共に、工場が転出し、その跡地に集合住宅が建設された。私たちの住む江東区の町並みはおおむねこのようなあゆみをたどつて、現在の姿になった。(つづく)

が出され、4月初旬に公益社団法人への移行登記がされることとなる。

これによって、当会は真の公益法人として、会員はもとより世間一般に対して、さらに公益目的事業を推進することとなる。

なお、名称は「公益社団法人江東東法人会」となり、現役員はそのまま登記される。



▼今年(2012年)は東京に新しいランドマークが二つ誕生する。東京スカイツリーと、東京ゲートブリッジである。この東京ゲートブリッジは江東区の若洲と中央防波堤外側埋立地を結ぶ、全長約二六一八mという恐竜が向かい合うような形をした巨大なトラス橋になっている。▼橋が開通する前に自転車で橋を渡るイベントがあるというので、自転車仲間と参加した。海面から最も高い地点は54・6mもあるので、ちょっとしたヒルクライムになる。坂道の距離は、約1・3kmあるが、思ったよりも勾配は緩やかだった。橋の上からはスカイツリーを含めた都心部が一望できる。新しい観光スポットになるのは間違いない。参加費三千円は高いと思ったが、開通後は車しか走れないので、貴重な体験となった。

▼次は、東京スカイツリーに登って、上空から都心を見渡したいものである。(溝)

**福田金属箔粉工業(株)** 金属箔及金属粉生産

創業 元禄13年(1700)

同社は社会的責務の認識が徹底していて、毎年環境対策に大きな予算を計上している。電解銅箔の排水を処理するイオン交換装置、接着剤の乾燥工程の排気を浄化する直焰(ちよくえん)式及び、触媒式脱臭装置などは当社が誇りとする設備である。

これからの企業が、時代への貢献という社会的使命を負っていることはもちろん、**生活環境の保全という社会的責務をも担っていることを重要視しているゆえんであろう。**

経営のモットーは創造-----絶えざる創造

8代目当主、福田氏は石丸悟平氏(宗教思想家)の言「人生に結論なし、ただ創造の一途あるのみ」。

そして、フランスの哲学者アランの「意欲して創造することが最高の幸せである」を口にし“創造”の二字こそ人生の代名詞であると言い切っている。



**国税通則法に係る税制改正（納税環境整備関係）の概要等**

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成 23 年 11 月 30 日成立、同年 12 月 2 日公布）により、国税通則法及び所得税法等の個別法が改正されました。

**1 税務調査手続等**

税務調査手続の透明性及び納税者の予見可能性を高めるなどの観点から、次の①から⑦までの税務調査手続が、国税通則法において法定化され、平成 25 年 1 月 1 日以後に実施する税務調査から適用されます。

- ①事前通知（国税通則法第 74 条の 9、同法第 74 条の 10、同施行令第 30 条の 4）
- ②是認通知（国税通則法第 74 条の 11 第 1 項）
- ③調査結果の説明（国税通則法第 74 条の 11 第 2 項）
- ④修正申告又は期限後申告の勧奨（国税通則法第 74 条の 11 第 3 項）
- ⑤再調査（国税通則法第 74 条の 11 第 6 項）
- ⑥帳簿書類等の「提示」、「提出」（国税通則法第 74 条の 2～6）
- ⑦納税者等から提出された物件の留置き（国税通則法第 74 条の 7、同施行令第 30 条の 3）

**2 更正の請求**

納税申告書に係る課税標準等又は税額等の減額を求めることができる「更正の請求」について、納税者の救済と課税の適正化とのバランス等を図る観点から、**更正の請求期間を延長するとともに、増額更正できる期間を延長する**改正が行われました（下記①）。

- イ 所得税法等の個別法の改正により、更正の請求範囲が拡大（下記②）
- ロ 国税通則法施行令の改正により、更正の請求書に添付する「事実を証明する書類」の添付の義務が明確化（下記③）
- ハ 国税通則法の改正により、内容虚偽の更正の請求書の提出に対する罰則が法定化（下記④）。

- ①更正の請求期間の延長・増額更正ができる期間の延長
- ②更正の請求範囲の拡大
- ③更正の請求における「事実を証明する書類」の添付の義務の明確化
- ④内容虚偽の更正の請求書の提出に対する罰則

**3 処分の理由附記等**

処分の適正化と納税者の予見可能性の確保の観点から、次のとおり、**全ての処分について理由附記を実施することとするため**、国税通則法第 74 条の 14（行政手続法の適用除外）《改正前は国税通則法第 74 条の 2》の規定の対象から行政手続法第 8 条（申請に対する拒否処分に係る理由の提示）及び 14 条（不利益処分に係る理由の提示）を除く改正が行われました。

また、これと併せて、**個人の白色申告者に対する記帳・帳簿等保存義務を拡大する**所得税法の改正が行われました。

- ①処分の理由附記（国税通則法第 74 条の 14）
- ②個人の白色申告者に対する記帳・帳簿等保存義務の拡大（所得税法第 231 条の 2）

## 平成24年度 国税専門官募集

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使し、適正・公平な課税を実現し、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇受験資格
- 1 昭和57年4月2日から平成3年4月1日生まれの者
  - 2 平成3年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
    - イ 大学を卒業した者及び平成25年3月までに大学を卒業する見込みの者
    - ロ 人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者
- ◇申込手続
- 1 インターネット申込み（原則、インターネット申込みとなります。）
    - (1) 受付期間  
4月2日(月)9時～4月12日(木) [受信有効]
    - (2) 受験案内（インターネット申込用）交付期間  
2月1日(水)～4月12日(木)
    - (3) 受験案内（インターネット申込用）交付場所  
東京国税局又は最寄の税務署若しくは人事院各地方事務局（所）  
※人事院ホームページからもダウンロードすることができます。  
[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]
  - 2 インターネット申込みができない場合（受験申込書を郵送又は持参）
    - (1) 受付期間  
4月2日(月)～4月3日(火) [4月3日(火)の通信日付印有効]
    - (2) 受験申込書・受験案内（郵送・持参申込用）交付期間  
2月1日(水)～4月3日(火)
    - (3) 受験申込書・受験案内（郵送・持参申込用）交付場所  
東京国税局又は最寄の税務署若しくは人事院各地方事務局（所）
- ◇試験日
- |       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 第1次試験 | 6月10日(日)                    |
| 第2次試験 | 7月17日(火)～7月24日(火)のうち指定された日時 |

※ 詳細については、お気軽に江東東税務署・総務課（TEL03-3685-6311）までお尋ねください。

### 江東東税務署管内の法人企業の皆様へ

江東東税務署

## 御社の社員の皆様への確定申告情報提供のお願い

～申告書の作成もできる国税庁ホームページの御案内～

国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）には、「確定申告特集ページ」が開設されていますが、その中の「源泉徴収義務者の方へ」に給与所得者の皆様へのお知らせが掲載されています。

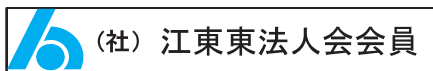
最近では会社員の方でも確定申告をする方が増えており、そのような方に、申告書が簡単に作成できる「確定申告書等作成コーナー」の御案内をするものとなっています。

つきましては、御社の社員の皆様に次の方法で情報提供していただきますよう御協力をお願いいたします。

- ① 国税庁ホームページのトップページにある「確定申告特集ページ」のバナーをクリック
- ② 「源泉徴収義務者の方へ」をクリック
- ③ 給与所得者の皆様へのお知らせをダウンロード（7種類のデータの中からお選びください。）
- ④ 回覧、配付、メール配信、電子掲示板への掲載などの方法により、社員の皆様に情報提供

# 会員証を 申告書に貼りましょう

シール貼付場所 ⇒



平成 年 月 日		所管	業種目	概況書	要否	別表	※青色申告	一連番号
税務署長殿							整理番号	<input type="text"/>
納税地		事業種目					事業年度(至)	<input type="text"/>
(フリガナ)		期末現在の資本金額または出資金額					売上金額	<input type="text"/>
法人名		同非区分					申告年月日	<input type="text"/>
(フリガナ)		経理責任者 自書押印					申告区分	<input type="text"/>
代表者自 書押印		旧納税地及び 旧法人名等					庁指定	<input type="text"/>
							局指定	<input type="text"/>
							指導等	<input type="text"/>
							区分	<input type="text"/>

別表一(二)普通法人(特定の医療法人を除く)

## 江東東法人会会員の皆様へ！

法人税の申告書を提出する際は、上記のように申告書の右上端の部分(OCR用紙には貼らないで下さい)に「江東東法人会会員」の会員証を貼って提出して下さい。

この会員証は本ページの下段に印刷してありますので、切り取ってお貼り下さい。

なお、本年4月から当会は「公益社団法人 江東東法人会」と改称される予定です。

### 都税だより

◎自動車の登録変更のお願い  
 自動車税は、毎年4月1日現在、車検証に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。自動車を譲渡したり、廃車した場合は、登録変更の手続きが必要ですが、お早めに、管轄の運輸支局または自動車検査登録事務所へ変更手続きを行って下さい。

◎4月から固定資産税(土地・家屋)の価格等がご覧になれます  
 平成24年1月1日現在23区内の土地・家屋を所有する方は、4月2日～7月2日までの間、縦覧帳簿をご覧いただけます。24年度は評価替えに伴い評価額が変更されます。不正な目的で公簿の閲覧申請等を防止するために、本人確認等厳格に行っております。都税事務所にお問合わせのうえ、必要な書類をお持ちください。☎ 江東都税事務所 (3637) 7121

## 行事予定

<b>3月</b>				
7日(水)	決算法人説明会	午前 10 時	カメラアプラザ	
		午後 1 時30分	研 修 室	
16日(金)	源泉部会研修会	午後 3 時	法 人 会 館	
21日(水)	記帳相談	午前 10 時	法 人 会 館	
<b>4月</b>				
6日(金)	記帳相談	午前 10 時	法 人 会 館	
11日(水)	決算法人説明会	午後 2 時	江 東 東 税 務 署 会 議 室	
18日(水)	東砂第2支部研修会	午後 6 時	東 砂 北 集 会 所	
24日(火)	女性部会第45回通常総会	午後 2 時	法 人 会 館	
25日(水)	税務研究部会第41回通常総会	午後 4 時	アンフェリション	
<b>5月</b>				
8日(火)	新設法人説明会	午後 2 時	江 東 東 税 務 署 会 議 室	
11日(金)	記帳相談	午前 10 時	法 人 会 館	
11日(金)	源泉部会第38回通常総会	午後 3 時15分	法 人 会 館	
28日(月)	江東東法人会第1回通常総会	午後 4 時	アンフェリション	

◎各部会の研修会の内容・講師については未定のため未掲載となっておりますが、決まり次第ホームページに掲載しますので、ホームページをご覧になって下さい。(http://www.koto-higashi-h.or.jp/)  
 ◎役員会・委員会は省略してあります。お問い合わせは事務局まで。



お忘れなく！！ 法人税確定申告書にこのシールを貼りましょう

発行・社団法人江東東法人会

江東区亀戸2-17-15

TEL (3684) 2303 FAX (3684) 2305

発行人 松本光史 編集人 三浦繁夫 印刷・三報社印刷(株)



GREEN PRINTING 環境にやさしい印刷